平成18年12月21日 制 定 平成22年3月5日 一部改正 平成27年3月13日 一部改正 平成29年3月14日 一部改正 令和元年6月12日 一部改正

(趣旨)

第1条 長岡工業高等専門学校(以下「本校」という。)における独立行政法人国立高等専門学校機構以外の者から委託を受け行う研究等(以下「受託研究」という。)の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則(機構規則第47号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則(機構規則第132号)(以下「間接経費取扱規則」という。)その他法令に基づく特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
  - 一 「委託者」とは、研究を委託する者をいう。
  - 二 「研究担当者」とは、受託研究を行う本校の教職員をいう。
- (受入れの条件)
- 第3条 受託研究の受入れにあたっては、次の各号に定める条件を付すものとする。
  - 一 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。
  - 二 受託研究の結果,知的財産権等(特許権,実用新案権,意匠権,商標権及びこれらの権利を受ける権利並びに著作権等をいう。)の権利が生じた場合には,これを委託者に無償で使用させ, 又は譲与することができないこと。
  - 三 受託研究に要する経費(以下「受託研究費用」という。)により取得した設備等は、原則委託者に対し、これを返還しないこと。
  - 四 天災その他やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、委託者の損害に対し本校はその責を負わないこと。また、原則として既に納入され、受託研究費やされた受託研究費用は委託者に対し全部を返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった受託研究費用の全部又は一部を返還することができること。
  - 五 委託者は、受託研究費用を当該研究の開始前に納入すること。ただし、複数年度契約で分割納入する場合は、初回分を開始前に納入し、次回分以降は各回の納入期限までに納入すること。
- 2 前項に定めるもののほか、校長が必要と認めた条件については、別に加えることができる。
- 3 校長は、委託者が国の機関(国以外の団体等で国からの補助金を受けその再委託により研究を委託することが明確なものを含む。),地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人(以下「国の機関等」という。)である場合には、契約担当役と協議の上、第2項第3号及び第5号の条件を付さないことができる。

(受入れの手続き・決定)

第4条 受託研究の受入れにあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した受託研究申込書(様式第 1号)を受理するものとする。

- 一 研究題目
- 二 研究目的及び内容
- 三 研究に要する経費
- 四 研究期間
- 五 希望する研究担当者
- 六 研究用資材,器具等の提供
- 2 校長は、前項に定める受託研究申込書を受理したときは、当該研究が本校の教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に、受入れを決定するものとする。
- 3 前項の決定にあたっては、あらかじめ地域創生教育研究推進室の意見を聴取するものとする。ただし、特別の事情が認められず速やかに決定する必要がある場合においては、事後の報告をもって 代えることができるものとする。
- 4 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書(様式第2号)により委託者及び契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

- **第5条** 契約担当役は、前条第4項の通知を受けたときは、速やかに契約を締結するものとする。 (受託研究費用の算定)
- 第6条 校長は、受託研究の受入れを決定する場合は、謝金、旅費、消耗品費、設備費等の当該研究 遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。),直接経費以外に必要となる経 費を勘案して定める額(以下「間接経費」という。)及び受託料を委託者と協議の上、定めるもの とする。
- 2 前項の場合において、委託者が国の機関等であって、予算又は財源事情で間接経費及び受託料を 算定することが適当でないと校長が認める場合は、直接経費のみを算定するものとする。
- 3 間接経費は、間接経費取扱規則の定めるところとする。
- 4 受託料は、受託研究の難易度及び委託者の資力に応じた額とする。 (研究の中止又は期間の延長)
- 第7条 研究担当者は、天災その他やむを得ない事由により当該研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じたときは、直ちに受託研究中止・期間延長承認申請書(様式第3号)を校長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項の規定による申請を受け、受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを 中止し、又はその期間を延長することを決定するものとする。
- 3 校長は、前項の決定をしたときは、その旨を受託研究中止・期間延長決定通知書(様式第4号) により、研究担当者、委託者及び契約担当役に通知するものとする。
- 4 前2項により研究期間を延長した場合,契約担当役は,直ちに委託者と変更契約を締結するものとする。

(研究完了の報告等)

- 第8条 研究担当者は、当該研究を完了したときは、受託研究完了報告書(様式第5号)を速やかに 校長に提出するものとする。
- 2 校長は、前項の規定による報告を受けたときは、受託研究完了通知書(様式第6号)により、委 託者及び契約担当役に通知するものとする。

(研究成果の公表)

- **第9条** 研究担当者は、受託研究の成果を公表するときは、校長の承認を得て行うものとする。 (雑則)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年12月21日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校の組織及 び運営に関する規程附則第3項の規定を適用して契約した受託研究契約は、この規程の相当規定 によりなされたものとみなす。

附則

この規程は、平成21年2月16日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。